

令和元年6月に「女性活躍推進法」が改正！その内容とは？

1 行動計画・情報公開の義務の対象が拡大

労働者301人以上の企業



対象が
拡大!

労働者101人以上の企業



2 女性活躍に関する情報公表の強化

※以下から1項目以上を公表

①職業生活に関する機会の提供に関する実績



②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績



3 「プラチナえるぼし(※)」の創設 ※仮称

女性活躍推進の状況が
優良な事業主へ与えられる
「えるぼし」よりも
“ワンランク上”の認定！



女性採用のニーズはより高まり、かつ女性活躍に力を入れる企業はより“注目”されるようになります！